

フローラル共済株式会社
令和元年 8 月 30 日

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による被害を受けられた皆様へ

このたびの令和元年 8 月の大雨により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長
お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。
2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化
お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。


■ 今回災害救助法が適用された地域は次の通りです。

【佐賀県】

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、
神崎市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、
東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、
藤津郡太良町

以上

また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

<p style="text-align: center;">< お問い合わせ > フローラル共済株式会社  0120-26-8160 (通話無料) 受付時間 9:00~18:00 (土日祝日、年末年始を除く) ※携帯電話からもお掛けいただけます。</p>
